

令和8年5月8日

お客さま 各位

新岩手農業協同組合

暗号資産交換業者・資金移動業者へのお振込みについて

平素は、当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

近年、インターネットバンキングにおける不正送金や、還付金詐欺・架空料金請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺において、暗号資産交換業者・資金移動業者の口座へ送金される事象が多発しています。

利用者保護および不正送金防止の観点から、口座名義人と異なる振込依頼人名に変更して暗号資産交換業者および資金移動業者の口座へお振込みされる場合は、お取引を制限させていただく場合がございます。

不正利用防止対策のため、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【警察庁・金融庁からのお知らせ】

・警察庁

「暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関への要請について」

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/koho/news/20240206.html>

「法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」

https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/tokusyusagi/yotyokin_taisakukyoka20250912.html

・金融庁

「第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について」

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240207.html>

「法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20250912/20250912.html>

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

新岩手農業協同組合
各支所 信用窓口まで